

太田市告示第 62 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第158条第1項第1号の規定により、太田市世良田生涯学習センター使用料の収納の事務を次のように委託したので、同条第2項及び太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）第45号第2項の規定により告示する。

令和4年4月27日

太田市長 清水 聖義

- |         |  |
|---------|--|
| 1 収入の種類 | 太田市世良田生涯学習センター使用料                                    |
| 2 委託先   | 群馬県太田市下小林町387番地<br>公益社団法人 太田市シルバー人材センター<br>理事長 天笠 秀男 |
| 3 委託の理由 | 太田市生涯学習センター利用者の利便性の向上を図るため                           |
| 4 委託の期間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日                                  |